

(公印省略)

計第1271号

令和7年10月24日

兵庫県議会議長

山 口 晋 平 様

兵庫県知事

齋 藤 元 彦

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和7年度及び8年度前半に策定・改定・廃止予定の計画について、別紙のとおり取りまとめましたので報告します。

令和7年度及び令和8年度前半に策定・改定・廃止予定の計画について

1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（以下「基本計画条例」）に関し、令和7年度及び令和8年度前半に策定・改定・廃止予定の計画について報告する。

2 策定・改定・廃止予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画（議決対象）：改定・廃止

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、既存計画を改定・廃止するもの

(ア) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県男女共同参画計画（改定）	[位置づけ] - 男女共同参画社会基本法、および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、本県の男女共同参画に関する基本的な計画 [内容] - 男女共同参画施策に関する重点目標、推進項目、主な取組 等	R8～12 (5年)	基本計画条例第2条により指定済み	県民生活部 男女共同参画課
芸術文化振興ビジョン（改定）	[位置づけ] - 文化芸術基本法に基づく、本県の芸術文化施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画 [内容] - 芸術文化施策に関する基本目標、基本方向、重点取組項目 等	R8～12 (5年)	基本計画条例第2条により指定済み	県民生活部 文化スポーツ局 芸術文化課
兵庫県スポーツ推進計画（改定）	[位置づけ] - スポーツ基本法に基づく本県のスポーツ施策に関する基本的な計画 [内容] - スポーツ行政における政策目標、施策目標 等	R8～13 (6年)	基本計画条例第2条により指定済み	県民生活部 文化スポーツ局 スポーツ振興課
ひょうご農林水産ビジョン（改定）	[位置づけ] - 本県の農林水産業及び農山漁村に関する各種施策の基本的な計画 [内容] - 本県農林水産業の基本方向と具体的推進方策、数値目標 等	R8～17 (10年)	基本計画条例第2条により指定済み	農林水産部 総合農政課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県国土利用計画 (改定)	[位置づけ] ・ 国土利用計画法に基づく、県土の利用に関する基本的な計画 [内容] ・ 県土利用の基本構想、県土の利用区分ごとの規模の目標 等	R8～15 (8年)	基本計画条例第2条により指定済み	まちづくり部 都市計画課

(イ) 既存計画を廃止するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
少子高齢社会福祉ビジョン (廃止)	[位置づけ] ・ 少子高齢化社会への影響を明らかにし、今後の取り組みの方向性を示す総合福祉ビジョンとなる計画 [内容] ・ 高齢者、障害のある人等の分野ごとに、目指す社会像の実現に向けた取り組みの方向性を示す 等	H24～ (未定)	福祉分野の各計画等が充実したことにより当ビジョンの役割が低下したため	福祉部 総務課

(2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）：策定・改定

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

(ア) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫水素社会推進構想（改定）	[位置づけ] ・ 国の水素基本戦略および水素社会推進法を踏まえて策定する計画 [内容] ・ 水素サプライチェーン構築に向けた方針や施策の方向性 等	R8～ (未定)	国の基本戦略等を踏まえて策定する、個別分野の推進構想であるため	企画部 総合政策課
参画と協働の推進方策（改定）	[位置づけ] ・ 県民の参画と協働の推進に関する条例に基づく計画 [内容] ・ 地域づくり活動に対する支援に関する施策、県民の県行政への参画と協働を推進する施策 等	R8～12 (5年)	県の県民の参画と協働の推進に関する条例に基づき策定する、個別分野の実施計画であるため	県民生活部 県民躍動課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針 (改定)	[位置づけ] ・ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例に基づく計画 [内容] ・ 支援活動の範囲、活動機会の提供及び基盤整備に関する事項、施策実施にあたり配慮すべき事項 等	R8～12 (5年)	県の県民ボランティア活動の促進等に関する条例に基づき策定する、個別分野の実施計画であるため	県民生活部 県民躍動課
兵庫県交通安全計画 (改定)	[位置づけ] ・ 交通安全対策基本法に基づく計画 ・ 近年の交通に関わる社会情勢の変化、交通事故情勢の変化等を踏まえ策定 [内容] ・ 道路交通、踏切道の交通、鉄道交通それぞれの問題と今後の対策、目標値等	R8～12 (5年)	交通安全対策基本法に基づき策定する、個別分野の実施計画であるため	県民生活部 くらし安全課
兵庫県地域防災計画 (改定)	[位置づけ] ・ 災害対策基本法に基づく計画 ・ 国の防災基本計画を踏まえ策定 [内容] ・ 県民の生命、身体及び財産を災害から保護する県民・民間団体・行政などにおける行動指針 等	R8～ (未定)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	危機管理部 総務課
兵庫県職業能力開発計画 (改定)	[位置づけ] ・ 国の職業能力開発基本計画を踏まえて策定する計画 [内容] ・ 職業能力開発の現状における環境の変化と課題、施策の基本方向、主な取組等	R8～12 (5年)	国の基本計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	産業労働部 能力開発課
ひょうご新観光戦略 (改定：中間見直し)	[位置づけ] ・ 本県の観光振興の方向性を示す計画 [内容] ・ 「Hyogo」ブランドの確立、持続可能な観光地域づくりに向けた取組の基本的方向、目標、施策 等	R5～9 (中間見直し)	個別分野の実施計画であるため	産業労働部 観光振興課
兵庫県環境創造型農業推進計画 (改定)	[位置づけ] ・ 有機農業の推進に関する法律に基づく計画 ・ 県のひょうご農林水産ビジョンの下位計画 [内容] ・ 数値目標等については今後設定	R8～12 (5年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 農業改良課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県農業振興地域整備基本方針 (改定)	[位置づけ] ・ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画 [内容] ・ 農用地等の確保に関する方針、農用地区域内において確保すべき農用地等の面積の目標、農用地等の確保のための施策 等	R8～ (未定)	農業振興地域の整備に関する法律に基づき策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 総合農政課
兵庫県都市農業振興基本計画 (改定)	[位置づけ] ・ 都市農業振興基本法に基づく計画 ・ 県のひょうご農林水産ビジョンの下位計画 [内容] ・ 都市農業をめぐる状況の変化、本県都市農業の現状、都市農業振興における課題と対応方針 等	R8～17 (10 年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 農業経営課
兵庫県果樹農業振興計画 (改定)	[位置づけ] ・ 果樹農業振興特別措置法に基づく計画 ・ 国の果樹農業振興基本方針に即して策定 [内容] ・ 栽培面積その他果実の生産の目標、その区域の自然的条件に応ずる近代的な果樹園の指標 等	R8～17 (10 年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 農産園芸課
ひょうご花き振興方策 (改定)	[位置づけ] ・ 花きの振興に関する法律に基づく計画 ・ 国の花き産業及び花き文化の振興に関する基本方針に即して策定 [内容] ・ 本県花きを巡る状況、本県花き産業振興の目標、生産振興施策 等	R8～17 (10 年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 農産園芸課
兵庫県酪農肉用牛生産近代化計画 (改定)	[位置づけ] ・ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づく計画 ・ 国の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針に即して策定 [内容] ・ 本県の酪農及び肉用牛生産の長期的な誘導指標 等	R8～12 (5 年)	国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 畜産課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県バイオマス活用推進計画 (改定)	[位置づけ] ・バイオマス活用推進基本法に基づく計画に即して策定 [内容] ・バイオマス種類ごと（家畜排せつ物、間伐材、下水汚泥等）の活用の現状と目標、取組方針 等	R8～17 (10 年)	国の基本計画に即して策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 流通戦略課
災害に強い森づくり (改定)	[位置づけ] ・県民緑税条例に基づく計画 ・県のひょうご農林水産ビジョンの下位計画 [内容] ・県民緑税を活用した災害に強い森づくりの推進	R8～12 (5 年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 治山課
山地防災・土砂災害対策計画 (改定)	[位置づけ] ・県のひょうごインフラ整備プログラムの下位計画 [内容] ・砂防堰堤や治山ダム等の整備による土砂災害対策の推進 等	R8～12 (5 年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 治山課 土木部 砂防課
兵庫県分別収集促進計画 (改定)	[位置づけ] ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく計画 ・県の兵庫県環境基本計画の下位計画 [内容] ・県内の容器包装廃棄物に係る市町別の排出量見込み 等	R8～12 (5 年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	環境部 環境整備課
兵庫県土地利用基本計画 (改定)	[位置づけ] ・県の兵庫県国土利用計画の下位計画 [内容] ・五地域（都市、農業、森林、自然公園、自然保全各地域）及び土地利用の調整等に関する事項 等	R8～15 (8 年)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 都市計画課
兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画 (改定)	[位置づけ] ・緑地計画に係る国の技術的助言に即して策定する計画 [内容] ・県立都市公園の将来像、施策方針、推進施策、推進体制 等	R8～17 (10 年)	国の技術的助言に即して策定する、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 公園緑地課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県建築物安全安心実施計画 (改定)	[位置づけ] ・ 建築行政マネジメント計画に係る国の技術的助言に即して策定する計画 [内容] ・ 特定行政庁及び関係機関、関係団体の連携・協力、確認検査業務の適正化、建築規制の実効性確保のための取組等	R8～12 (5年)	国の技術的助言に即して策定する、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 建築指導課
兵庫県耐震改修促進計画 (改定)	[位置づけ] ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画 [内容] ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策、実施目標 等	R8～17 (10年)	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定する、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 建築指導課
福祉のまちづくり基本方針 (改定)	[位置づけ] ・ 県の福祉のまちづくり条例に基づく計画 [内容] ・ 福祉のまちづくりの理念、基本的方向、目標 等	R8～ (概ね10年)	県の福祉のまちづくり条例に基づき策定する方針であり、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 都市政策課

(イ) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
県立特別支援学校整備推進計画 (仮称) (新規)	[位置づけ] ・ 県の兵庫県特別支援教育推進計画に基づく、同計画の下位計画 [内容] ・ 知的障害特別支援学校の狭隘化対策、校舎等の老朽化対策、「兵庫型インクルーシブな学校運営モデル」の構築に向けた整備推進 等	R8～ (未定)	左記県計画の下位計画であり、個別分野の実施計画であるため	教育委員会事務局 特別支援教育課